

# 第1回千葉市個人情報保護法施行条例検討部会議事録

1 日 時：令和4年8月10日(水) 午後1時00分～午後3時20分

2 場 所：千葉市議事堂3階 第4委員会室

## 3 出席者

### (1) 委員

下井康史委員、本澤陽一委員、井原真吾委員

### (2) 事務局

渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事、君島主任主事

### (3) オブザーバー参加

小林裕三委員、須藤博文委員、中村直人委員

## 4 議 事

### (1) 部会長及び副部会長の選任について

### (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議

【個人情報の保護に関する重要事項について（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直し）】

### (3) その他

## 5 議事の概要

### (1) 部会長及び副部会長の選任について

部会長に下井委員、副部会長に本澤委員が選任された。

### (2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議について

事務局から個人情報の保護に関する法律の改正に伴う千葉市における個人情報保護制度の見直しについて説明を受け、意見交換を行い、答申の方向性の確認を行った。

### (3) その他

今回の会議の議事録について、事務局にて議事録案を作成し、各委員にて確認後、最終的な確定を部会長に一任することとした。

## 6 会議経過

(渡邊市政情報室長) ただいまから、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、個人情報保護法施行条例第1回検討部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

進行は、部会長選任までの間、市政情報室長の渡邊が務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

本日の会議は、公開の会議として開催しております。

本日は、部会委員3名全ての委員に御出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則第2条第2項において準用する、同条例第6条第2項の規定によりまして、本部会は成立しております。

また、本日は、小林委員、須藤委員、中村委員にオブザーバーとしてご参加いただいております。なお、中村委員からは到着が少し遅れる旨の連絡をいただいております。

### ◆議事(1) 部会長及び副部会長の選任について

(渡邊市政情報室長) さて、本日は、設置後初めての部会になりますことから、まず、お手元の次第にあります議題1、部会長及び副部会長の選任について、ご審議いただきたいと思っております。

検討部会の設置要綱により、部会長及び副会長は委員の互選により定めることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

(井原委員) 下井委員に部会長を、そして、本澤委員に副部会長をお願いするのがよろしいのではないかと考えます。

(渡邊市政情報室長) ただいま、下井委員に部会長を、そして、本澤委員に副部会長を、という御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(本澤委員) 特定個人情報保護評価部会では井原委員が部会長、中村委員が副部会長で

すが、私が副部長になってもよいものなのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 会長さんが副部長になることについて、ということですね。要綱上、部長、副部長になる者についての制限はないため、問題はないと考えます。

(本澤委員) わかりました。

◆議事(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく  
諮問に関する審議について

(下井部長) それでは、「議事(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問に関する審議について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

(渡邊市政情報室長) それではまず、お手元の資料を確認いただければと思います。資料の目録をご覧ください。資料1が検討する事項及び報告事項一覧、資料2が改正法と現行条例の比較表、資料3が必須検討事項、資料4が任意検討事項、資料5が千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の改正について、資料6がその他検討が必要な事項として千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定です。この他参考資料として法律、施行令、規則、ガイドライン、Q&A、ガイダンスを緑のファイルに綴じていて、事務対応ガイドを灰色のファイルに綴じてご用意しています。

それでは、お手元の資料1の検討する事項及び報告事項一覧の検討する事項から順にご説明させていただきます。

資料3-①「検討事項(必須)①開示請求等の手数料」をご覧ください。

1の改正法の趣旨ですが、改正法第89条により、開示請求をするものは条例の定めにより手数料を納めなければならないこととされました。

ガイドライン52ページをご参照ください。実費の範囲内であれば、手数料を従量制としたり、無料とすることも可能であるとされています。

また、手数料を無料としたうえで、コピー代や記録媒体の実費について、手数料と別に徴収することも可能と解されています。これはQ&A17ページをご参照いただければと思います。

2の本市の現行制度ですが、現在の個人情報の開示請求においては、手数料の定めはなく、条例で、資料に記載の通り、写しの作成および交付に係る費用の実費負担を求め

ています。

3の開示請求の手数料についてですが、本市における個人情報開示請求については、制度創設当時の審議会において、請求者が自己に関する情報を確認するための手段であることから、手数料は無料とすることが適当であるとの提言を頂いて以降、手数料の徴収は行っていません。また公文書開示請求との均衡についても考慮する必要があると思われまして、今回の法改正の趣旨としても、ガイドラインやQ&Aに示されている個人情報保護委員会の説明によると、現行の運用を改めることが求められている趣旨ではなく、現行の運用を維持することも許容されると解されることから、現行の運用を維持し、今後も引き続き、行政文書の写しの作成及び送付等に要する費用のみ徴収することとしたいと考えております。

なお、現時点での調整状況では、政令市20市のうち、18市が本市と同様に手数料を無料とし、別途実費徴収との考え方で整理を進めていると伺っています。

開示請求等の手数料については以上でございます。

(下井部会長) ありがとうございます。この点については、国もおそらく無料としていますよね。

(渡邊市政情報室長) 国は200円～300円を徴収しています。

(下井部会長) 国は徴収しているのですね。過去は徴収していなかったですよ。

(渡邊市政情報室長) 過去は徴収していませんでした。

(下井会長) 情報公開については、国が徴収して地方は徴収しないと定めていましたが、おそらく濫用的請求がなされて、個人情報開示請求であれば無料であるからと、情報公開請求ではなく個人情報開示請求をする者が増えたことから、国や東京都は開示請求手数料を徴収することにしたという歴史があります。

千葉市の場合は、今のところ濫用的な請求はないので、特に立法事実がないことを考えると、従来どおりにすることが妥当であると考えます。そもそもの理念として開示請求は自分の情報を見るものなのだから、国もかつては自分の情報を見るにあたっては手数料がかかるのはおかしいという考えから無料にしていた経緯があります。

写しについては実費がかかるため、開示請求手数料は無料、開示の実施に係る費用は実費を徴収するという制度にすることがよいのではないかと考えますが、ご意見はありますか。

(異議なし)

これは答申の形でまとめるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 本日ご審議いただいた内容を次回答申案としてご用意させていただきまして、それを踏まえて再度ご検討をいただければと思います。

(下井部会長) わかりました。

(本澤副部会長) ちなみに、政令市20市のうち18市が無料で、残りの2市も実質は実費のみということなのですね。

(渡邊市政情報室長) 手数料として実費を徴収することとしています。

手数料を無料として実費を徴収するか、手数料として従量制の実費とするというだけで、定め方の違いということになります。

(下井部会長) 東京都は、手数料は取らないのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 東京都については把握していません。

(下井部会長) 手数料を徴収しないということは既定路線だけれど、条例の定め方をどうするかということですね。定め方によって何か違いが出てくることはないと考えますがいかがでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 手数料になると徴収の仕方が変わるため、事務手続きの内容が少し変わります。

(下井部会長) 千葉市は従来から実費で徴収するとしてきて、これまで支障はなかったと考えますので、今の条例の定め方を施行条例に持っていくということになるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 施行条例では手数料についての規定を定めなければいけないため、「手数料については無料とする」と定めた上で、実費徴収の規定を別に設けるといいう形になります。

(下井部会長) 実費徴収の部分については現行条例の定めを施行条例にほぼ平行移動すると考えてよろしいですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) それでは、この点については資料の原案どおりということでもよろしいですね。

(異議なし)

(渡邊市政情報室長) 続いて資料3-②をご覧ください。

1の改正法の規定ですが、改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

を地方公共団体と契約する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされています。

手数料は実費を勘案して政令で定める額を標準として定める必要があるとされており、政令で示されている額は記載のとおりでございます。

2の本市の方向性ですが、政令で定める額については、行政機関における1時間当たりの人件費単価を元に定めており、21,000円というのも人件費の単価と提案の審査に係る所要時間を掛け算した積に相当する額として示されております。

本市における人件費の単価についても、行政機関における1時間当たりの人件費の単価とほぼ同程度の額であり、提案の審査についても、行政機関と比較して、大きく増減するような特段の事情も想定されないことから、手数料については、政令に定める額と同額としたいと考えております。

裏面をお願いいたします。匿名加工情報の提供制度の開始に伴う情報公開条例の改正についてです。

1の改正の趣旨ですが、「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別できないように加工して作られる個人に関する情報であって、当該個人を復元して特定の個人を再識別できないようにしたものをいいます。

よって、行政機関等匿名加工情報は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができないことから、千葉県情報公開条例上の不開示情報としての個人情報には該当しないこととなります。

行政機関等匿名加工情報は、改正法により、利用及び提供できる場合が限られていることや、情報公開条例による公文書開示請求により、行政機関等匿名加工情報が開示できることとなると、提供に係る手数料を納付することなく行政機関等匿名加工情報を取得することが可能となること、さらに、匿名加工情報を作成した際に除かれた「削除情報」についても、これを開示することにより匿名加工情報の復元を可能にするおそれがあることなどから、いずれも情報公開条例上、不開示情報として取り扱う必要があると考えております。

行政機関等匿名加工情報の手数料と、提供制度の開始に伴う情報公開条例の規定の整備については以上です。

(下井部会長) ありがとうございます。大きく二つの点があると思います。

一つは行政機関等匿名加工情報の手数料の問題と、情報公開条例上の不開示情報の定

め方の問題で、種類は違いますが、どちらも匿名加工情報関連ということでは同じですね。

まずは一つ目の手数料の問題ですが、「政令で定める額を標準として」というところがポイントです。

条例に委任する場合には3つの定め方があり、「政令で定める額に従い」、「政令で定める額を標準として」と、「参酌して」というものがあり、「標準として」はその真ん中になりますが、これは政令の額でなくてもいいという意味合いが込められています。

おそらくこれは、地域によっては人件費が異なるなど、給与条例の定め方が違うため、給与が低いため政令で定める額では高すぎるというような自治体を慮ったものであると考えます。千葉市の場合は、人件費は全国的に見たら高いものだと考えますので、政令に定める額に合わせる事が無難であると考えます。これ以外の数字にすべきという強い理由があるというのであればともかく、今の私では考えられないため、この額に合わせるのが妥当であると考えますがいかがでしょうか。

(異議なし)

続いて裏面についてですが、これは答申については情報公開条例の改正ということをご記載するのでしょうか。一つの答申の中で、施行条例、情報公開条例、設置条例について分けるのでしょうか。それとも項目ごとに記載するのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 今考えている答申案としては、項目ごとに考えています。

(下井部会長) わかりました。

この点については、数年前に個人情報保護法が改正されて、当時の非識別加工情報を導入した際に、これは情報公開法上の個人情報に当たらないため原則公開になるのですが、情報公開請求をされた場合に開示することになってしまうと、非識別加工情報制度の潜脱になってしまうということから、情報公開法において個人情報ではないけれど不開示にしたというものを受け継ぐ形になります。

とりわけ資料裏面中段の手数料の問題ですが、個人情報保護法に従えば契約における手数料を支払わないと匿名加工情報を手に入れることができません。匿名加工情報は契約において、こういった匿名加工情報がほしいという要望があった場合に、市と依頼者が協議をして作成するため、それなりの費用がかかるものですが、それを後発の事業者が既に作成された匿名加工情報について情報公開請求をすると、非常に安価に匿名加工

情報を手に入れることができるようになってしまいます。

それを避けるために、情報公開法において個人情報ではないけれど不開示とすることについて規定を合わせるものです。この規定は今もありますよね。

(渡邊市政情報室長) 今はありません。

(下井部会長) 非識別加工情報制度について、千葉市は導入していなかったのので、この規定もなかったということですね。今回、新たに規定を設けるものですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) この規定については情報公開法の規定を参考にすればいいと考えますが、説明の仕方について「手数料を支払うことなく」という部分について、行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約に関する手数料であって、開示に係る手数料と誤認されないような記載をお願いします。この点についてはガイドラインなどを参考に作成してください。

(渡邊市政情報室長) 事務対応ガイドに条例案の参考資料がありますので参考にします。

(下井部会長) この規定は情報公開条例の不開示情報の個人情報の規定の中に入れるのではなく、号を追加することになるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) では、この議題については原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

続いて要配慮個人情報について説明をお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料4-①をご覧ください。

条例要配慮個人情報についてですが、法で規定する要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを「条例要配慮個人情報」として、条例で定めることができるとされております。

現行条例及び改正法において要配慮個人情報とされているものは1の記載のとおりです。

現行条例においては、個人情報取扱事務の目録に要配慮個人情報が含まれているかを明記し、公表しておりましたが、改正法の取り扱いとしては、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報が含まれるか否かを明記し、公表するとともに、要配慮個人情報が漏えい



した場合には、個人情報保護委員会への報告義務が課されました。

なお、現行条例においては、要配慮個人情報のうち、センシティブ情報については、収集の制限及び電子計算機処理の制限を定めていましたところ、改正法においては、このようなルールを設けることは許容されていません。

裏面をお願いします。

3の条例要配慮個人情報に関する本市の方向性ですが、本市独自の条例要配慮個人情報を規定する必要はないものと考えています。といいますのも、平成30年度に要配慮個人情報の規定について審議会にご審議を頂いており、その際に、主としてLGBTや性的指向について規定が必要かについて議論がなされておりまして、そもそもLGBTだけを配慮する情報として取り上げること自体に関する違和感が示されたほか、記載のようなご意見を頂き、規定を見送っております。

その後、本市においては、平成31年1月からパートナーシップ宣誓制度が運用されておりますがその中でもLGBTや性的指向がパートナーシップの宣誓要件とはされておらず、これらを要配慮個人情報として定める事情はないと考えております。

そのほか、地域の特性その他の事情で、条例で追加すべき項目も見受けられないことから、条例要配慮個人情報について規定する必要はないものと考えております。

(下井部会長) 現行条例の要配慮個人情報は改正法の要配慮個人情報と同じですね。ただ、条例第7条第3項の収集制限をかけている情報について、資料に括弧書きで記載された同和等の情報は条例のどこに規定されているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 手引に記載しています。

(下井部会長) 手引に例示として記載されているということですね。改正法において収集制限をかけてはいけないということはどこに記載されているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 市が独自のルールを規定してはいけないということでしょうか。

(下井部会長) そうです。

(渡邊市政情報室長) 事務対応ガイド387ページにおいて、条例に規定が置かれることが許容されないものが例示されております。

(下井部会長) この問題についてはナショナルスタンダードだという理解なのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法の一元化という趣旨の元の考えではないでしょうか。

(下井部会長) 要配慮個人情報については、条例要配慮個人情報を規定できますよね。自治体独自の要配慮個人情報は定めてもいいけれど、収集制限は定めてはいけないということですね。

今回の法改正については賛否もありますが、個人情報の流通を阻まないことが大きな立法趣旨ですので、法第61条の規定にあること以上のことはしてはいけないということですね。

その点は事務対応ガイドに従うとして、要配慮個人情報の定義についてですが、これは条例と法は同一ですね。その取扱いについて、条例では目録で要配慮個人情報を保有することを明らかにするとしているところ、改正法では個人情報ファイル簿で明らかにし、公表するとしています。これは実質的には変化なしということですか。

(渡邊市政情報室長) これまではセンシティブ情報についても保有しているかどうかについて目録にチェック欄があり、公表していましたが、センシティブ情報については収集制限がなくなりますので、その部分については削除する予定です。

要配慮個人情報の取得についての運用は変わりません。

(下井部会長) センシティブ情報は条例第7条第3項の情報で、条例上にセンシティブ情報の規定はないですね。条例改正としては条例第7条第3項の規定を削除するのだから、センシティブ情報のチェック欄は不要ですね。

要配慮個人情報に該当することで何が変わるかという点と、今の点と、法第68条の個人情報の漏えいがあった場合に個人情報保護委員会に報告することとなります。これは、個人情報保護委員会が全自治体に対してもコントロール権を持つということが、今回の法改正の大きな目玉です。これは条例に入れ込む必要はあるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 条例要配慮個人情報を定めなければ、要配慮個人情報に関しては条例の規定は不要です。

(下井部会長) 分かりました。では、資料裏面の内容について議論すればいいのですね。色々な意見はあると思いますが、原案では条例要配慮個人情報は規定しない、その理由がかつての審議会においてLGBT等の規定は不要だという結論になったということですね。個人情報保護委員会の解説などを読むと、同和問題等を意識しているとは思いますが、そこについてははっきりと書いていません。それは当然で、はっきり書いてしまえば差別問題と認識しているということになってしまうので書けません。

LGBTも同じで、ここでLGBTを要配慮個人情報と規定してしまうと、千葉市は

LGBTであることを社会的差別の原因だと思っているということになってしまいます。

これからどんなセンシティブ情報が世間に登場してくるか分かりませんが、要配慮個人情報の定義はある程度包括的になっていますから、これに当たるかどうか今後状況を見て考えていくということを答申に書けばいいのかなと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

千葉市では条例要配慮個人情報を定義しないとした結果、条例改正は不要ですね。条例第7条第3項は削除することだけでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 今回、個人情報保護条例を廃止し、新たに施行条例を制定するため、削除も不要です。

(下井部会長) では、削除することについても答申する必要はないですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 分かりました。続いて、利用目的の公表についてお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料4-②利用目的をご覧ください。

改正法において、太線の枠内①～③までを満たすものについては、個人情報ファイル簿を作成・公表し、個人情報の利用実態を明らかにすることとされました。

本市では、これまで、個人情報取扱事務の目録を作成し、公表を行ってまいりました。現行制度で公表している個人情報取扱事務目録は、「事務単位」で取りまとめておりますが、個人情報ファイル簿は、「個人情報ファイル単位」となるというところにこれまでとの違いがございます。

1,000人以上の個人情報を扱う事務については、法の要請に従い、「個人情報ファイル簿」を作成・公表することになりますが、1,000人に満たない場合どうか、については、今回の検討事項となります。

1,000人未満の事務については、法律上作成・公表が義務付けられているものではありませんが、1,000人未満の事務についても、個人情報の開示請求を受けた場合、個人情報の利用目的を明らかにする必要があることから、利用目的等については内部的に文書で整理しておくことが望ましい、とされており、現状の事務目録では利用目的や保有個人情報の項目について整理がなされていることから、これを引き続き維持することにより、個人情報の開示請求に対応できるよう準備するとともに、1,000人未満の保有個人情報の取り扱いについても引き続き、市民に明らかにしていきたいと考えて

います。

別紙1に、本市が作成するファイル簿の案を示してございます。

おおむね国で提示された基準の様式をベースに考えておりますが、市で追加・修正した項目がいくつかございます。

まず、2の「個人情報ファイルが利用に供される事務」の項目、こちらは国のひな型には記載がありませんが、本市で、1,000人以上をファイル簿、1,000人未満を事務登録簿と区分して整理することに伴い、ある事務についてファイル簿に記載されているのか、登録簿なのか整理するため、設けた項目となります。

次に4 利用目的 ですが、経常的な実施機関内の利用、経常的な提供先についてわかりやすいようにチェック欄を追加してあります。

7、8、12、13については、国のひな型では自由記載欄とされているところ、所管課における作成の便を考慮して、チェック欄とさせていただきました。

別紙2は、現在運用している事務目録と、その改正案でございます。

事務負担を考慮し、現行の運用からなるべく変えずに、と考えておりまして、要配慮個人情報のうち、センシティブ情報の取得を制限する旨の規定が現行条例第7条3項、例外的に収集した場合の審議会への報告について同じく4項に規定されていることから、保有についても別建てにして明らかにしておりましたが、改正法ではそのような規定は許容されず、センシティブ情報としての定義もされなくなることから、この欄は削除、電子計算機処理・結合に係る記載欄も、条例上の制限がなくなることから、削除いたします。このほかは、概ね現行と変わらない運用を考えております。

(下井部会長) 最後、オンライン結合の制限をしてはいけないということについては、今の条例の条文を削除することなので今回の議題としては取り上げないということですか。

(渡邊市政情報室長) はい。すべて廃止となります。

(下井部会長) それを前提として議論を進めるということですね。

この1,000人以上というのはどこで決まっているのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法律で、政令で定める人数としています。

(下井部会長) 1,000人以上については個人情報ファイル簿を作成することが決まっているのですよね。

(渡邊市政情報室長) はい。なので、決まっていない1,000人未満のものをどうするかということについて議論いただければと思います。

(下井部会長) 1,000人未満のものについて作成してもいいというのはどこで規定されていますか。

(北島主査) 法第75条第5項です。

(下井部会長) これは現場ベースでは色々を変えなければいけないですよ。今まで事務単位の目録だけだったのを、ファイル簿を作らなければなりません。全て作成し直しになるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) できる限りそれは避けたいと考えているので、目録を手直しすることを考えています。

(下井部会長) 事務単位とファイル単位では大きく違うのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 一つの事務で税の情報を扱ったり、国保の情報を扱ったり、介護の情報を扱ったりするものなど、色々なファイルを使うこととなります。事務単位であれば一つの目録で足りるのですが、ファイル簿ですと、税情報で一つのファイル、というようにファイル単位で作成が必要になります。

(井原委員) 目録についてはこれまでどおり全ての事務について作成をした上で、1,000人以上のファイルを抜き出してファイル簿を別に作成するのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 今までの目録は維持した状態で、1,000人以上のものは抜いて作成する予定です。

(下井部会長) 紙ベースでの作成となると大変な労力ですが、システム上でやればそれほどの手間ではないのでしょうか。

条例改正についてはそこまで気にしなくてはいいですね。

(渡邊市政情報室長) はい。なので、1,000人未満の事務についてをどうするかということについてご審議いただければと思います。事務目録についてやめてしまうというのも一つ考えられるかと思いますが。

(下井部会長) 維持して公表するということですか。

(渡邊市政情報室長) はい。そこまでの義務はないけれど、利用目的については後々使うことが想定されるところ、内部的な整理が必要なのであれば今あるものを活用すればいいのかなと考えています。

(下井部会長) 問題はそれにより現場の仕事が増えるかどうかということですね。今ま

でと変わらないのであればいいと考えますが、その点はどうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) できるだけ現場の負担にならないよう、目録についてはできるだけ現行のものを使い回せるように考えています。

(下井部会長) 1,000人未満はそれでいいと考えますが、1,000人以上のものはどうでしょうか。1,000人以上の事務で負担が増える分、1,000人未満をなくしてトータルの事務量は変えないということも考えられます。

一般論としては目録の公表はやった法がいいと思います。現場の作業のイメージがわからないのですが、作業としては今年一時的に増えるものでしょうか。それとも恒常的に増えるものでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 今年一時的に増えるのは間違いないと考えますが、それ以外で事務の負担となるのは行政機関等匿名加工情報の提供があった場合くらいだと思います。

(下井部会長) それはシステムの立ち上げに時間がかかるということでしょうか。各部署が打ち込むということですか。個人情報を取扱い方法については特に変わりがなくて、その保有状況を記録する先が目録かファイル簿かということですか。システムに入力したら自動的に目録やファイル簿に反映されるのですか。

(君島主任主事) 目録やファイル簿はExcelで作成しているため、業務で使用しているシステムから反映することはできないものとなっています。

(下井部会長) 1,000人以上は目録とファイル簿どちらも作成するのですか。

(君島主任主事) 1,000人以上についてはファイル簿のみを予定します。

今は目録だけですが、1,000人以上のものをそこから抜き取って新しくファイル簿を作成します。なので、改正法施行以降は目録の中に1,000人以上のものはなくなるイメージです。

(下井部会長) つまり1,000人以上のものを移行するに当たってはひと手間かかるけれど、移行しきってしまえば事務はさほど増えないということですね。

(君島主任主事) 事務に変更等がない限りは増えません。

(本澤委員) 目録を残すメリットはあるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 最初は事務の軽減から廃止も検討したのですが、ガイドラインでは利用目的を明らかにするために内部的に整理することが望ましいと書かれており、内部的に整理した記録を残さなければならないのであれば、目録を廃止して利用目的が分からない状態になってしまうよりは、今あるものを維持した方がいいのではないかと考

えています。

(下井部会長) 1,000人未満のものについても今後入力が続けるということですか。

(君島主任主事) 目録については新しい事務や変更がない限りは維持し、変更があった場合だけ更新をすることになります。

(下井部会長) そのメリットというのは何かあるのでしょうか。

(本澤委員) ガイドライン等で利用目的を明示した文書を整理する必要があるということが記載されているため、利用目的を明示した文書は残すという結論が先にあって、そうするとすでに存在するものを利用することが効率的だから目録を残そうという話になったということですか。

(渡邊市政情報室長) そうですね。

(下井部会長) ただ、法律上の根拠義務はないですよね。

(渡邊市政情報室長) 開示請求があった際には利用目的を明示しなければならないという事は必要です。

(本澤委員) 今の目録については、頻繁に更新はあるものなのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 組織改正があった際や、保有する個人情報に変更があった場合は都度変更をしています。

(下井部会長) 今あるものを削除する必要はないと思います。ただ、今後も更新しつづけて公表することまで続けるかということですよ。

そこまでする必要はないのではないかという気持ちもあるのですがいかがでしょうか。

目録を作ることによって実際の業務に役は立つのでしょうか。それともあくまで市民への説明のためのものになるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 市民への説明のためにやるということで、個人情報の管理について庁内への意識付けにはなると思います。

(下井部会長) そうするとファイル簿だけでもいいような気もしますが、1,000人未満の目録はどれくらいの数があるのでしょうか。

(君島主任主事) 目録には今2,000程度の事務がありまして、1,000人以上の個人情報ファイルを持つ事務は約500ありますので、もし目録を廃止するとすると、1,500の事務についての目録が廃止されます。

(下井部会長) それらの1,500の事務が将来的に1,000人以上の個人情報を保有することはあり得るのでしょうか。

(君島主任主事) 1,000人以上になる事務もあると考えますし、1,000人に満たない事務も多々あると考えます。

(下井部会長) 具体例は難しいかもしれませんが、難病患者のリストなどは千葉市においても1,000人に満たないでしょうか。これらの目録を保有することで当該部署における業務においてメリットはあるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) この目録があることでどういった個人情報を取得しているかということについてすぐに回答ができたりといったことはあると考えます。

(下井部会長) 業務において何か役に立つといったことはあるのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 業務においてはあまりないのではないかと考えます。

(下井部会長) あくまで説明の際に活用できるというくらいでしょうか。それであれば、あえて残す必要もない気がしますがどうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) そうですね。もしそこまで求められていないのであれば、事務負担を考慮して作成をやめることも考えられます。

(下井部会長) 抽象論では決められない気がしますね。先ほどの話からすると、制度移行に伴う一時的な作業が増えるけれど、それが終わってしまえば今までと変わらないということであれば維持でもいいのかなと思いますが、あえて仕事を増やすこともないですよ。

今までやってきたことをやめることも難しいですし、市民に対してはあった方がいいですよ。

(本澤委員) もし目録を廃止してしまった場合、開示請求があった際には1,000人未満の事務は改めて説明をするのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) その場合はその都度利用目的を説明するのかなと考えます。

(下井部会長) 利用目的については開示請求には関係がないですよ。

(渡邊市政情報室長) 開示決定通知書には利用目的を記載する欄があり、それは残す必要があります。

(下井部会長) それは目録がなくても所管課は分かっていますよね。

1,000人未満の事務について、1,500の事務が実際どういった内容なのか我々は把握していないので、その要否については今の議論だけでは決められません。そのため、今までやってきたものであれば今後も維持すべきなのではないでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 義務でないものについて、市民の利便性のために残すものについ



てどれほどのニーズがあるかについては測りかねています。

(下井部会長) ここでの抽象論では結論が出ないと思います。もしそこにメスを入れるのであれば、実際に1,500の事務を一つ一つ見ていかなければ答えは出ないと考えますが、逆に色々な事務がありすぎて答えが出ないかもしれません。

答申では原案どおりとして、保有個人情報1,000人未満の個人情報ファイルを利用する事務については、現状の個人情報取扱事務目録の内容を変更して維持することとする。ただし、業務量を勘案して将来的に事務目録の作成のあり方を変更することを検討するといった意見を出すほかないのではないのでしょうか。

我々もこのような課題があるとは認識していますが、それ以上のことは断定できないため、市の方で今後検討していただくということによろしいのでしょうか。

(異議なし)

では続きまして、4-③をお願いします。

(渡邊市政情報室長) 資料4-③情報公開条例との整合性を図るための不開示情報の調整についてです。

1の改正法の趣旨ですが、情報公開条例では開示される情報が、改正法第78条第1項各号で不開示とされている場合、または逆に、情報公開条例では不開示とされている情報が、改正法で不開示情報として規定されていない場合、調整が可能とされております。

2の本市の情報公開条例との比較についてですが、条文の対照表を別紙1として添付してございます。別紙1は、改正法、情報公開条例、現行の個人情報保護条例を不開示情報の類型別に掲載してございます。

資料4-③に戻って、(1)から順に説明させていただきます。

(1)の法令秘情報ですが、対照表をご覧くださいと、改正法には規定がなく、情報公開条例、現行条例ともに不開示情報としているものです。改正法においては、他の法令の規定により開示することができない場合は、法78条1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断することにより対応可能とされています。

実際に、どのような情報を法令秘で不開示にしているかについてですが、本市において法令秘で不開示にしている事例は、近年、児童相談所の虐待通告があった場合の通告者の情報のみとなっております。虐待通告者の情報については、虐待防止法第7条で、「通告者を特定するものを漏らしてはならない」とされていることから、法令秘として

まいりました。こちらについては7号の事務事業執行情報として整理することも可能であると考えられます。

このように、法令において不開示とされている理由を実質的に検討すれば、法第78条1項各号の不開示情報として整理しうる、と考えられるため、調整は不要と考えております。

次に、(2)本人の不利益になるおそれのある情報についてです。こちらについては、改正法と現行条例に規定があり、情報公開条例にはありません。そもそも、この規定が適用される場面は、本人に関する情報として開示の対象とされる部分について検討がなされるものであり、情報公開請求の場合は、個人情報として不開示とされることが想定されることから、対応不要と考えております。

(3)開示請求者以外の個人に関する情報、(4)法人等情報については、規定ぶりに大きな違いはないことから、調整は不要と考えています。

続いて(5)公共安全維持情報ですが、改正法には規定がなく、情報公開条例と現行条例には規定があります。現行条例で適用していた事例をどう整理するかですが、情報公開条例の「人の生命、身体又は財産の保護」については、本人の場合、改正法第78条1項1号の「本人の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報」、開示請求者以外の個人の「生命、身体又は財産の保護」については2号の個人情報該当で整理、「犯罪の予防または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」は、改正法の7号事務事業執行情報の口で対応可能と考えられるため、調整は不要と考えています。

(6)の審議・検討・協議情報、(7)の事務事業執行情報については、改正法と条例の規定ぶりに大きな違いがなく対応不要と考えられます。

なお、改正法の7号事務事業執行情報のイからトまでの記載は限定列举ではなく、例示と解されることから、事務事業執行情報のうち、現行の個人情報保護条例の7号ウの、「個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等を伴う事務」については、改正法第78条1項7号には明記されていないものの、事務事業執行情報の柱書該当として整理することが可能と考えています。

(8)改正法78条1項4号に規定する国の安全等に関する情報、(9)5号に規定する公共の安全等に関する情報については、いずれも市が開示決定をする場合には適用がないことから、対応は不要です。

以上のとおり、改正法と情報公開条例の不開示情報について比較してみましたところ、異なる条文は多少あるにせよ、実務上、これまで開示としていたものが不開示となったり、不開示としていたものが開示となるようなことは想定されないため、不開示情報の調整は不要と考えております。

(下井部会長) ありがとうございます。改正法の趣旨ということですが、②施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項(法第78条第2項)というのは、分かりづらい条文ですが、要するに改正法で保有個人情報の原則開示の例外として不開示として列挙されているものと、情報公開条例上の不開示情報の整合性を取るということですね。

それでは、一つ一つ見ていきたいと思います。

現行の情報公開条例第7条第1号では、法令又は他の条例の規定により、公にすることができないと認められる情報を不開示情報と規定していますが、こういった定め方が個人情報保護条例にはあるけれど、個人情報保護法にはないということですね。

個人情報保護法の不開示情報と情報公開法の不開示情報は大体同じ作りになっているので、そこを揃える必要があるという前提があり、その前提がないと分かりづらい話ですが、法令又は他の条例の規定により、公にすることができないものについては、本来わざわざ情報公開条例で定める必要もないと考えますが、あった方が分かりやすいですね。

これは、施行条例に残してもいいと思いますが、なくても改正法第78条の他の号に該当させることはできます。特に事務事業執行情報として該当させられるものは多いと思います。

残してもいいとは思いますが、どうでしょうか。この規定があるからといって不開示情報が広がるといったことはないですね。

どちらでもいいとは思いますが、どうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) Q&Aの13ページに他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第78条第1項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、不開示情報として取り扱うことはできるか、という問いに対して実質的に判断する必要がありますという回答がされています。

(下井部会長) この規定があることによって現場の職員が使いやすいのと市民への説明がしやすいということはあるですね。法令の規定により開示することができないとして

おいた方が一般的には分かりやすいです。

ただ、なくても他の号で拾えるので問題はないですね。

原案としてはどうする予定ですか。

(渡邊市政情報室長) 調整はしないという予定です。

(下井部会長) 改正はしないという答申を出すということですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 変える必要はないということですね。分かりました。

二番目、本人の不利益になるおそれのある情報、これは情報公開条例にはない規定で改正法の第78条第1号の規定ですね。これについては、そもそも情報公開には関係ない規定ですね。開示請求者本人の情報については、公文書開示請求では個人情報に該当します。これは局面が違いますから関係がないため、取り上げるまでもないですね。

三番目の開示請求者以外の個人に関する情報は、情報公開と個人情報保護では前提が違います。個人情報保護の方では開示請求者以外の個人情報、情報公開の方では全ての個人情報が開示となります。そもそも前提が違いますので、今回の法改正には関係がないものということによろしいかと考えます。

法人等情報については条例と改正法変わらないので問題がないですね。

問題は公共安全維持情報ですね。現在の情報公開条例では第7条第4号、公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報、改正法では第78条第5号でしょうか。

人の生命、身体又は財産の保護の部分ですが、どうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 法第78条第5号は警察などの情報になるため、第7号となります。

(下井部会長) 第7号事務事業執行情報の口ですね。情報公開条例第7条第4号に該当するのが改正法第5号、第7号であると考えます。

犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報は変える必要がなく、人の生命、身体又は財産の保護の部分について改正法と齟齬があるかということですよ。その情報が開示請求者本人のものであった場合は改正法第1号の本人の不利益になるおそれのある情報に該当、本人以外の場合は第2号の開示請求者以外の個人に関する情報該当ということで、調整の必要はないということですね。

(本澤委員) 第2号該当にすると、第三者の意見聴取の必要が出てきたりするのではしよ

うか。

(下井部会長) 開示する場合、ということですね。

(本澤委員) 開示はしないという場合は、意見聴取もいらないのでしょうか。

(下井部会長) 聞いてもいいですが、義務ではないです。

(本澤委員) 分かりました。

(下井部会長) 続いて審議、検討、協議情報、事務事業執行情報は問題ないですね。国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報については、千葉市は関係がないですね。

以上からすると、現在の千葉市の情報公開条例で不開示情報として定めている情報については、改正法の保有個人情報不開示情報として列挙されている情報とイコールであることから、改正法の制定に当たって調整は不要ということによろしいですね。

(異議なし)

(渡邊市政情報室長) ありがとうございます。続いて資料4-④開示請求等の手続について、お願いします。

まず、1の決定期限について、現行条例では、開示請求の決定期限については、請求のあった日の翌日から起算して14日以内、延長期間が46日以内とされておりました。

改正法により、決定期限は開示請求のあった日から30日以内、延長についても30日以内と定められ、決定期限、延長それぞれについて、法で定める期限を超えてはならないこととされたことから、条例で規定しようとするものです。

(2)本市における期間延長の状況ですが、過去3か年において、延長をした件数及び日数、過去3年間に処理日数44日以下の件数及び割合についてのデータは記載のア、イのとおりです。

裏面をお願いいたします。

法により、延長については30日が上限とされることから、決定期限までの日数を14日のままとするか、30日まで伸ばすか、が検討事項となりますが、ご覧いただきましてとおり、延長した件数自体が数件しかなく、処理に44日以上かかる件数もわずかとなっております。44日以上必要となっているケースは大量請求によるものであり、改正法84条の「開示対象文書が膨大であってすべての開示決定を行えない場合の特例延長」の規定の適用も可能と考えられることから、開示の決定期限を14日以内、延長を30日としても事務的に大きな支障は生じないと考えております。

訂正請求や利用停止請求については、改正法の規定のとおり対応いたします。

次に2の開示の手続きに係る様式等について、お願いいたします。

開示請求書等については、国から標準様式が定められておりまして、別紙として国の示した様式と現行の市の請求書の様式をお付けしてあります。

国の示した様式では、本市では無料とする方向で検討している手数料についての欄があり、これを削除する必要があることに加え、本市では、請求者との連絡、請求内容の確認や添付書類の不足などの補正の連絡を確実にを行うため、メールアドレスの記載欄等を設けておりまして、これまでと同様に記載欄を設けることとしたいため、市施行規則により様式等を定めたいと考えております。

次に、3の審査請求についてです。

改正法においても、開示決定等に係る審査請求については、地方公共団体における一般的な運用を考慮し、審理員に関する規定を適用しないこととしたうえで、審査庁における審理手続きを行うこととされました。

地方公共団体の機関は、開示決定等に係る審査請求については、法105条第1項各号のいずれかに該当する場合（不適法却下する場合や全部を認容する場合など）を除き、行政不服審査法81条1項又は2項の機関に対して諮問する必要があります。

したがって、法の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける行政不服審査法81条第2項の機関として、条例上審査会を引き続き設置することが必要であり、審査請求の手続きに関する事項については改正法108条の開示請求の手続きに関する事項として、条例で定めることが許容されているため、現行条例での審査会に関する規定と同様の規定を設けたいと考えております。

審査会の規定については、審議の対象が法に定める開示決定等に係る審査請求の処理だけであれば、法の施行条例で規定することも可能と考えられますが、別の理由により、別建ての条例として制定することを検討しております。

関連がありますので、資料6をお願いいたします。千葉市個人情報保護審査会設置条例の制定についてです。先程の説明と重複いたしますが、審査請求の手続きに関する事項については、法の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないことから、審査会の設置や、審査会の審議の手続きについて施行条例で定めることは許容されています。

一方で、改正法施行後は、議会が法の適用の対象外となることから、千葉市議会は個

個人情報の取り扱いについて独自に規定した（仮称）千葉市議会個人情報保護条例を制定し、議会条例における開示決定等に係る審査請求についても、審査会に諮問することが想定されております。

したがって、審査会の所掌事務が、①改正法の開示決定等に係る審査請求について、市長の諮問に応じて調査審議すること、②議会条例における開示決定等に係る審査請求について、議長の諮問に応じて調査審議することとなることが想定され、法の施行に必要な事項について定める法の施行条例において規定することが適当でないと考えられることから、別建ての条例として、設置するものです。

なお、審査会の構成・委員の任期、調査権限、審議手続等の規定の内容については、現行条例と同様のもので規定することを考えております。

また、改正法107条第2項で、行政不服審査法第4条の規定の特例として、審査請求をすべき行政庁を定めることができることとされております。これは、改正法により開示決定等の根拠が条例から法に移行したことにより、条例に基づく処分として行服法に根拠づけられていた特例が、規定できなくなったことに対応しての法改正ですが、本市においてはこれまでも条例で、審査請求をすべき行政庁についての特例を設けていないため、この規定に基づく対応は必要ありません。

**（下井部会長）** 前後関係が時々分からなくなってしまうので、できれば資料に通し番号を打っていただければ助かります。

**（渡邊市政情報室長）** わかりました。

**（下井部会長）** まず、開示決定の期間について、現行は決定期限が14日以内と改正法と比較して厳しい規定で、事務局案はそれを維持するということですが、私は法律の規定に合わせた方がいいのではないかと考えます。

この14日というのは、土日を含めていて、年末年始も関係ないということですよ。12月末に請求がきてしまうと処理期間が7日程度しかないですよ。また、年度末年度初めの忙しい時期に請求が来ると、あまり考えずに開示・不開示の判断をすることになり、かえって揉めるケースも想定されます。

実際、30日でもかなり厳しいと考えます。年度末や年度替わり、大学の一斉休暇の日など大学でも延長するケースはあります。延長の制度はあるとしても、それでも30日ですよ。現行の条例は46日でしたでしょうか。

**（渡邊市政情報室長）** 現行の条例は46日ですが、改正法施行後は30日となります。

(井原委員) 改正法施行後は延長期間をあわせると16日間短くなってしまいますよね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) 改正法では決定期限が30日、延長が30日ですよ。

(井原委員) 延長の期限は30日までしか認められていないため、延長前の決定期限を14日、延長期間を法律の期限の30日とすると44日で現行より16日短くなってしまい、とても心配です。

(下井部会長) 法律に合わせてしまった方がいいのではないのでしょうか。大量請求の場合はどうでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 60日で同じです。

(下井部会長) これは期限の数字さえ変えればいいのですか。数字以外は全て一緒ですよ。

(渡邊市政情報室長) 法律の規定以外の日数にする場合のみ施行条例で規定します。

(下井部会長) 数字以外の部分は触れなくていいですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) では、法の規定どおりでよろしいですか。延長の30日を変えられないというのはどこで規定されているのでしょうか。

(本澤委員) 第83条第2項でしょうか。条例で延長してはいけないという根拠は第108条の「反しない限り」ということだと思います。

(下井部会長) 規定に反しない限り、について期間を延ばすことは反することになるのですよね。期間を短くすることは反しなくて、延ばすことは反するというのは文言の使い方としてはどうなのかとは思いますが、この法律の趣旨からすれば、ということでしょうか。

やはり14日+30日では厳しいと思います。それをさらに延長する場合には大量請求といった理由が必要となります。業務の繁忙期であるということは理由になりませんよね。

(井原委員) 複数の請求が同時に来ってしまった場合などは厳しいですよ。

(下井部会長) 厳しいですよ。では、ここは、市民にとって是不利益変更になるため、理由は必要ですよ。どこまで本音を言っているのかということにもなりますが、事務繁忙期や開示請求が同一部署に同時期に複数なされることも十分にあり得ることなどか



ら、時期によっては事務を圧迫するなど対応に困難を強いる場合も想定される。その結果、十分な考慮を経ないまま開示・不開示の決定がなされるとかえって市民の不利益になりかねないことから、法に合わせて決定期限を30日以内とするということでしょうか。

(異議なし)

(下井部会長) 期間についてはよろしいですね。続いて開示請求に係る様式等についてですが、これは答申する必要はありますか。

(渡邊市政情報室長) 法第108条の手続きに関することは条例で決めていいということで、規則に委任するかどうかについてご意見をいただければと思います。

(下井部会長) この条例に必要なものは施行規則で定める、といったことは法学上の執行命令であれば根拠は不要ですが、包括的な委任については入れていただいてよろしいかと思えます。

(本澤委員) 添付資料の開示請求書について、これは何か根拠があるのですか。

(渡邊市政情報室長) 国の書式自体は事務対応ガイドに掲載されているものになります。

(井原委員) 本澤委員の仰っていることは、この国の書式自体は単なる参考資料であるから、これ以外の書式を使用するというは特に条例の根拠は不要かどうかということですよ。

(下井部会長) それはいらぬのではないですか。

(本澤委員) 法第77条で開示請求書に記載することとしている情報以外の情報を記載させるということ自体はいいのですか。

(渡邊市政情報室長) 様式として設けるのはいいけれど、記載しないことで不適法として受け付けないということは許されていません。

(下井部会長) 不必要な情報の取得もしてはいけませんよね。

(本澤委員) この参考資料にも法に規定していない電話番号も記載されていますね。記載すること自体はいいけれど、記載していないことで受け付けないということだけ許されないということですね。

国の書式の2の「求める開示の実施方法等」にはわざわざ任意ということに記載していますね。

(下井部会長) これも任意なのですね。実施の方法は相手方に聞かないと開示のしよう

がないような気がします。

不必要な情報を記載しなければ、施行規則で定めればよろしいのではないかと思います。それを条例に包括的委任を置くかということが問題になるでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 様式を規則で定めることについて、もしそれでよろしければ、委任の規定については例規審査で確認すれば大丈夫だと考えます。

(下井部会長) 法の第175条のような規定があるので、条例も倣うのがよろしいのではないのでしょうか。要綱等で規定はしてはいけない、という意味でも委任の規定はあった方がいいのではないかと思います。

この点についても原案どおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

3の審査請求は、原案のとおり対応するしかないですね。個人情報保護審査会を維持するか、ということについて、理論的には行政不服審査会でも代替可能でしたでしょうか。

法では第105条が審査会への諮問の規定、第105条第3項で地方公共団体は準用するとあるので、個人情報保護審査会は置かなければならないですね。

行政不服審査法第81条第1項、第2項の機関はどういったものでしたでしょうか。

(君島主任主事) 第1項は、地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く、第2項は前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができるという規定です。

(下井部会長) 第2項は関係がないので、第1項について、理論的には行政不服審査会でもいいけれど、個人情報保護に特化した審査会を置くのが通常であると考えます。そのため、千葉市でもそのようにするということがよろしいのではないのでしょうか。

これも原案どおりでよろしいですね。資料4-④は以上でよろしいでしょうか。

(渡邊市政情報室長) はい。あわせて、資料6の議会の案件が想定されるため、別条例として規定することについてはいかがでしょうか。

(下井部会長) 議会については別途議会の個人情報保護条例を定めて、議会への審査請求も審査会で扱うことから設置条例を別に設けるということですね。

議会条例について、我々は何も意見は言わなくてもいいのですか。

(渡邊市政情報室長) 議会条例については、改正の際に別途諮問することは想定しているのですが、制定のときは議会で決める手続きをする前に諮問することはおかしくなってしまうので諮問はしない予定です。

(下井部会長) それはいいと思いますが、そうすると、この審議の中で議会の案件も審査会で扱うとしてしまうのはよろしくないのではないですか。

(渡邊市政情報室長) 議会では条例制定に向けての動きは始まってはいます。

(下井部会長) それは議会条例を制定することを大前提にして、審査会の設置条例に議会のことを入れてしまっていていいということについて、我々は意見してよろしいのでしょうか。

これは、議会条例について別途諮問を受けた際に、審査請求については審査会に諮問することを意見すればよいのではないのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 議会条例を制定する際には、審議会に諮問をして答申を受ける時間がないことが想定されます。

(下井部会長) 現時点で存在しない条例でこれから制定されるものについて、この審議会で「議会条例は制定することが見込まれるから、審査会で議会条例に基づく審査請求も扱う」と言えるのでしょうか。

議会条例は第三者機関の答申を受けずに独自で制定するのですよね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) その際に、審査請求は個人情報保護審査会に諮問するとすればいいだけの話であって、この審議会において意見を述べることはできないのではないのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) 審査会に係る規定は施行条例の中でも規定することができるため、議会の案件を前提としなければ、設置条例を別途設ける理由がなくなってしまう。

(下井部会長) それはそうですが、別途設けることもできますよね。議会の審査請求を扱うかもしれないということを黙示の前提として、別途設置条例を設ければいいのではないのでしょうか。議会条例が制定されない可能性も捨てきれない以上、議会に関する内容は答申できないと考えます。

(渡邊市政情報室長) わかりました。

(下井部会長) 続いて資料4-⑤をお願いします。

(渡邊市政情報室長) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項についてです。1、改正法第129条において、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる旨が規定されております。

ここで、「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいうとされており、一方で、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないこととされました。

2の現行条例と改正法における審議会の審議事項の比較にありますように、これまで審議会でご審議を頂いていた本人外収集に関する制限、目的外利用・提供に関する制限、電子計算機処理のオンライン結合等の制限については、法律上諮問できないこととされており、今後法で想定される所掌事務としては、「個人情報の適正な取り扱いを確保するために特に必要であるとして、専門的な知見に基づき意見すること」となります。

裏面をお願いいたします。したがって、3の改正法施行後の審議会の所掌事務としては、法の規定に沿って、「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるもの」と規定する方向で考えております。

具体的には、施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合や法66条1項の規定に基づき講ずる措置(安全管理措置)の基準を定めようとする場合で特に必要がある場合、などを想定しております。

本市で講ずる安全管理措置の内容については、千葉市のセキュリティポリシーに関しては、市長以下の幹部を含む内部組織で構成される「情報セキュリティ委員会」がその内容を審議し、定めておりますので、次回概要をご説明させていただきます。

安全管理措置については、考えたくはないですが、現状の措置を講じていたものの個人情報の大規模な漏えいが発生し、見直しが必要になった場合のほか、毎年度行っている運用状況の報告を今後も行うこととし、毎年度の報告を受けてご意見を頂く中で、専門的見地からチェック機能を働かせていただくようお願いしたいと考えております。

毎年度実施している運用状況の公表については、条例で規定することが許容されておりますので、今後も継続することとし、さらに、運用状況報告の中で、現行の内容に加え、個人情報保護委員会に報告を行うこととなった事項については、審議会にも報告させていただき、再発防止策等のアドバイスについて、専門的見地からご意見を頂きたいと考えております。

続きまして、関連がありますので資料5をお願いいたします。

改正法に基づく審議会の審議事項として、法の施行条例に定める内容については先ほどご説明をさせていただいたところですが、次に、審議会の設置条例についてのご説明をさせていただきます。

2の現行の審議会の所掌事務としては2項目ありまして、「(1) 情報公開及び個人情報保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること」こちらで、条例改正と、特定個人情報保護評価について審議をお願いしておりました。

「(2) 千葉市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること」この規定で、本人外収集や、目的外利用・提供、オンライン結合等のご審議をお願いしておりました。

3の改正法の所掌事務としては、(1) 情報公開に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること、(2) 個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるものについて、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること、(3) 個人情報に関する重要事項について、議長の諮問に応じて調査審議し、又は議長に意見を述べること、この部分の扱いについてはご意見をいただければと思います。(4) 特定個人情報保護評価に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議すること、と考えております。

なお、情報公開・個人情報保護の共通事項として、運用状況報告については今後も毎年度実施し、報告を受けて審議会の皆様からアドバイスを頂きたいと考えております。

(下井部会長) 確認ですが、最後の(3)については議会の個人情報に関する重要事項についてということよろしいですね。

(渡邊市政情報室長) はい。

(下井部会長) (2)は執行機関についてですね。この部分について、記載しておかな

いと分かりづらいかと思います。

また、資料4-⑤の分類④「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等などについて、審議会の意見を聴くことを要件とする旨の規定を定めることは許容されない」について、この法律上の根拠は何になるのでしょうか。

法第129条を見る限り、なぜこれらが制限されるのかが分かりません。

個人情報保護委員会の管轄に含まれるようなことについては審議会に聴かないように、ということでしょうか。そうしないと一元化という立法趣旨に反するということですね。

(本澤委員) 個人情報の取扱いに関する規律は個人情報保護委員会が一元的に担うことになりますとありますね。

(渡邊市政情報室長) 審議会設置条例の所掌事務について、個人情報保護に関する諮問の範囲が狭められるため、資料5の3(1)～(4)としたいと考えていますが、(3)については議会に関することなのでどうすればよろしいのでしょうか。

(下井部会長) 3(3)については答申ができません。そのため、(3)は削除していただければと思います。

個人情報保護委員会に一元化されることから、オンライン結合などは審議会に諮問できないという縛りがありますが、マイナンバーに関する縛りはないのでしょうか。

(渡邊市政情報室長) マイナンバーに関する縛りは特にありません。

(北島主査) 番号法に基づき第三者から意見をもらうということについては、変わりはないです。

(下井部会長) 個人情報保護法の立法趣旨を解釈すれば、オンライン結合等の諮問ができないという制限があると思いますが、番号法には波及しないのですか。

(渡邊市政情報室長) 番号法のガイドラインでは第三者に意見を貰うことになっており、それは法改正後も変わりはないです。

(下井部会長) 審議会の設置条例としては資料のとおり記載する他ないですね。3(3)を除いてあとは原案どおりでよろしいのでしょうか。

(異議なし)

その他、全体を通して何かご意見はありますか。

(なし)

それでは、これまでの審議事項を踏まえて事務局で答申案を作成いただき、その内容

を確認する運びになると思います。

◆その他

(下井部会長) それでは、議事「3 その他」として事務局から何かございますか。

(渡邊市政情報室長) 次回について、今回資料をご用意できなかったものについて、条例に規定するものではないのですが、個人情報保護制度の見直しにあたって、事務の運用を改めるものがいくつかございますので、それらをまずご報告させていただいて、答申に盛り込むべきものがあるようであればご意見をいただければと思います。

次回、答申案の審議とその他の事項についての審議をお願いできればと思います。

(北島主査) 答申案の作成にあたって追加の意見や質問等がある場合は、8月15日までにご連絡をお願いします。

次に、本日の会議の議事録の確定方法でございます。後日、事務局で議事録の案を作成し、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴します。いただいたご意見を基に修正案を作成しますので、その確定については部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(北島主査) ありがとうございます。

次回開催は8月22日の午後1時からを予定しています。

事務局からは以上でございます。

(下井部会長) それでは、以上をもちまして、千葉市情報公開・個人情報保護審議会、第1回千葉市個人情報保護法施行条例部会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。